

湖南省外国語指導助手（ALT）による英語指導派遣業務仕様書

（１）業務名称

湖南省外国語指導助手（ALT）による英語指導派遣業務

（２）委託期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

（３）契約形態

派遣契約

（４）業務実施校・業務時間

グループ	学校名	所在地	勤務時間
A	石部中学校	湖南省宝来坂四丁目 3 番 1 号	8 : 1 5 ～ 1 6 : 4 5
	甲西中学校	湖南省針 2 8 4 番地	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
B	甲西北中学校	湖南省正福寺 2 8 番地 1	8 : 1 5 ～ 1 6 : 4 5
	日枝中学校	湖南省岩根 4 9 9 番地 3 5 1	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
C	石部小学校	湖南省石部中央二丁目 3 番 1 号	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
	石部南小学校	湖南省丸山一丁目 1 番 1 号	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
	三雲東小学校	湖南省三雲 3 1 0 0 番地	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
	三雲小学校	湖南省夏見 1 8 5 7 番地	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
D	岩根小学校	湖南省岩根 3 7 9 1 番地	8 : 2 5 ～ 1 6 : 5 5
	菩提寺小学校	湖南省菩提寺 1 5 8 3 番地 2 7 0	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
	菩提寺北小学校	湖南省菩提寺 3 2 8 番地	8 : 2 5 ～ 1 6 : 5 5
	下田小学校	湖南省下田 2 7 8 4 番地	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0
	水戸小学校	湖南省水戸町 3 1 番地 1	8 : 2 0 ～ 1 6 : 5 0

※勤務時間には休憩時間 4 5 分を含む。

（５）業務実施計画および報告

- ・令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間で、市が提示する配置日とする。
- ・原則として学校休業日（長期休業日、祝日等）の配置はしない。ただし、市と事業者の双方が合意し、業務が実施される場合は、配置日の振替を行うものとする。
- ・4 名の外国語指導助手がグループ毎の配置計画に基づき業務を実施する。
- ・授業等は 1 日 6 時限、週 3 0 時限以内とする。ただし、学校行事、授業その他教育活動の実施に伴い、原則の勤務時間外に勤務を要する場合は、市と事業者が事前に協議の上、勤務日時を調整することがある。
- ・緊急の場合（学校閉鎖等）、配置計画の変更の場合は、必ず事業者連絡をするものとする。
- ・本契約は派遣契約とし、現場において外国語指導助手に直接指示を与えることができるもの

とする。

- ・業務履行状況の報告は毎月行うこととする。報告の際は、ALTの氏名、履行場所・日時を記入し、学校長の確認を得た上で、湖南省教育委員会学校教育課へ提出すること。

(6) ALTが行う主たる業務

- ・配置小・中学校における英語指導および外国語活動の授業支援
- ・学校内外での学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び児童生徒との交流
- ・担当教員等との英語会話の実演
- ・英語活動に必要な教材教具作成支援及び情報提供
- ・外国の文化、生活等の紹介
- ・教職員の英語指導
- ・外国語活動に関わる研修への講師協力

(7) ALTの要件

- ・英語を母語とし、大学卒業あるいは同程度の能力を有する者
- ・学校における英語教育を支援するために必要な知識、技能及び指導能力を有し、日本人教員と連携して英語による授業補助を行うことができる者
- ・日本国内において適法に就労することができる在留資格その他必要な法的資格を有し、業務期間中これを維持できる者
- ・簡単な日本語で意思疎通ができる者
- ・学校関係者（教員）、児童生徒と適切なコミュニケーションが図れる者

(8) 費用に含まれるもの

- ・給与、諸手当、通勤交通費および活動交通費
- ・採用、研修経費、管理費
- ・住居に関わるすべての費用
- ・在留資格、住民登録等の諸経費
- ・事故処理等、トラブル発生時の対応

(9) その他

- ・事業者は外国語指導助手の派遣元として労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、オリエンテーションの実施、継続的な研修の実施等による適切な教育指導と業務命令を行う。
- ・事業者はこども性暴力防止法その他関係法令を遵守し、本業務に従事するALTについて市が行う犯罪事実確認等に必要な協力を行うこと。また、確認等の結果、市が本業務への従事を認めない者を配置しないこと。
- ・予定していた派遣労働者が業務を実施できない場合は、事業者がすみやかに代替りの派遣労働者を配置し、業務を実施する。ただし、代替りの派遣労働者が配置できない場合は、業務実施校と協議の上、別の日に振り替える等の代替措置を講じることとする。
- ・本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市と事業者が協議の上決定する。